

「新たな評価」に関する基礎資料集

議論の背景

『我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）』中央教育審議会（令和7年2月21日）

➤ 急速な少子化等の我が国の直面する課題に対応するためには、「知の総和」（数×能力）の向上が必要。

大学進学者数推計
 (出生低位・死亡低位) 62.7万人 (2021) ▶ 59.0万人 (2035) ▶ **46.0万人** (約27%減) (2040)

➤ そのためには、**学生一人一人の能力を最大限高めるための「質」の向上を図る必要**。

➤ **認証評価制度**については、質確保と負担軽減のバランスを踏まえた**抜本的な見直しが必要**。

- 具体的には、例えば、**学部等に応じた**定性的評価と定量的評価を組み合わせ、**教育の質を段階別に評価**するなどの制度改善を行う。
- 評価の結果公表について、**国民に対して分かりやすい仕組みを構築**する。

認証評価制度の現状と課題

➤ 制度導入から20年が経過し、各高等教育機関の努力と認証評価機関における様々な改善や工夫の結果、**内部質保証システムの導入が進んでいる**一方で、以下のような**課題も指摘**されている。

- ① **社会的機能の再確認の必要性** 社会からの期待は「教育の質」を明らかにすることであるが、複数の評価基準等により評価結果の分かりづらさが生じているのではないか
- ② **評価者・被評価者双方の評価負担、インセンティブの不足** 様々な項目や確認事項等による「負担感」と十分な動機付けがない等による「徒労感」があるのではないか
- ③ **内部質保証の意義の浸透** 機関の改革には繋がったが、学生の学びと成長に寄与するカリキュラム改善まで至っていないのではないか

「新たな評価」への転換

- ✓ 学生が生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を身に付け、学生自身が学修成果や成長を実感できるよう、高等教育機関は、学生の学ぶ意欲を醸成し、成長を後押しするため、**「教育の質」を不断に見直すことが必要**。
- ✓ 不断の見直しを行うためには、高等教育機関が、その使命や目的を実現するために自らが行う活動を継続的に点検・評価し質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組む**「教育の改善」が必要**。
- ✓ **「教育の質」と「教育の改善」を内部質保証と現行の認証評価制度の見直し等を通じた第三者評価で確認する「新たな評価」へ転換**する。
※「新たな評価」制度の構築に当たっては、現在、高等教育機関が受審している様々な評価についてその必要性や代替可能性を整理する。

改革の方向性

(1) 学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築

- 「新たな評価」においては、学位を授与する過程で**3ポリシーを基盤とする教育成果**と学生が在学中にどれくらい成長したかについて、**学生自身の成長実感やステークホルダーによる評価により可視化**し、その結果を踏まえて各高等教育機関において**教育改善が進められているか**という観点から評価すべきである。
- 「新たな評価」を通じて、**最低限の質保証のみならず、「教育の質」の向上を図る**。
(※マイクロレデンシャルについては必要に応じて別途検討する。)

(2) 社会に開かれた高等教育機関の質保証及び質向上の実現

- VUCA時代においては、高等教育機関はこれまで以上に自らが行う教育活動に対して社会からの理解と支持を得ることが必要。
- そのためにも、「新たな評価」の結果やその他必要な情報が**社会に理解されやすい形で公表される仕組み**が必要。

(3) 効果的かつ効率的な評価の実現

- 「教育の質」の向上を測るために真に必要な項目に厳選し、データベースを積極的に活用するなど、「徒労感」や「負担感」解消のための評価制度の抜本的な見直しを図る。

「新たな評価」の基本的な考え方

目的

「新たな評価」制度を通じて「教育の質」を見える化し、

- ① 高等教育機関として当然に求められる教育の質（※）を確実に保証すること（**質保証の徹底**）
 - ② 学生一人一人の能力を最大限高めるための教育の質向上を後押しすること（**質向上の促進**）
- を両立させ、高等教育機関の教育の取組や成果を社会に分かりやすく示すことを目的とする。

※学校教育法、同法施行規則、大学設置基準等の法令等で求められる水準を想定。

質保証の責任は一義的には機関にあることから、その最終的な責任は機関（学長）が負うもの。

そのため、機関全体として質保証されているかを確認、評価するが、その中でも「教育の質」の保証・向上の状況は、学修者により近い単位である学部等を切り口として機関における教育活動を確認し、評価していくことが必要。

なお、これは学部等の組織そのものを評価するものではなく、機関の教育活動を学部等单位で評価するものである。

機関全体の評価

機関の教育研究、組織運営及び 施設設備の総合的な状況

- ✓ 質保証の責任は一義的には機関にあることから、機関全体として質保証を行う責任を果たしているかを評価する。
- ✓ 従来の自己点検・評価すべき事項からの精選・簡素化を図るとともに、提出する資料は機関が新たに作成するものではなく、既存の資料を基本とする。

学部単位の「教育の質」に特化した評価

- ✓ 法令等で求められる水準に達しているかを厳格に判断することで教育の質保証の徹底を図る。
- ✓ 教育活動を通じた教育成果（DPに定める資質・能力を備えた学生を育成できていること）を明確に示す学部等を高く評価することで
- ✓ 教育の質向上の促進を図る。

➡ 学部等の **段階別評価**

評価の流れについて

高等教育機関

機関単位で申請

評価機関

- 「新たな評価」制度は高等教育機関として「教育の質」が適切に保証され、その向上がなされているかを評価
- 特に、高等教育機関として行っている教育活動を学部等単位で「質保証」「質向上」の視点から**段階別**に評価

機関全体の評価

1. 機関全体の社会的信頼に関すること
2. 全学的な教育の内部質保証に関する方針と体制に関すること
3. 内部質保証が図られていること

機関全体の評価において、基準を満たさないと判断される場合は学部等ごとの評価を実施しない

学部等単位での「教育の質」に特化した評価

- I. 明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表
- II. 「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制
- III. 学生の学修成果の適切な把握と評価
- IV. 学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

機関としての適合/要是正

学部等ごとの段階別評価 (要是正、★、★★、★★★)

※機関全体の基準に適合する場合は「適合」、適合しない場合は「要是正」

学部等ごとの評価において「要是正」学部等がある場合、機関全体の「内部質保証が図られていない」として機関全体の評価は「要是正」

機関としての適合/要是正と学部等ごとの評価結果を付して文部科学省・機関（学長）宛てに通知

高等教育機関

- 評価結果を学内で共有し、自己改善等に活用

「要是正」機関

文部科学省からの確認に応じて、改善状況を報告

※なお、早期の改善が確認されるなど状況に応じて再度評価の受審が可能

文部科学省

- 「要是正」機関に対し、改善状況の聴取
- 改善の取組が不十分、改善の見通しが不明確な場合には厳格に措置することを検討

データ入力・受審管理

評価作業支援

評価結果公表

「新たな評価」データプラットフォーム

データ入力

データ活用

評価結果入力

機関全体の評価

高等教育機関全体で評価する事項について（案）

質保証の責任は一義的には機関にあることから、機関全体として質保証を行う責任を果たしているかを評価する。また、機関全体としての必要最低限の基準であるため、機関全体の評価に当たって基準を満たさない場合については、学部等ごとの評価を実施しない。

※ 1、2 についてはデータプラットフォームも活用し、簡素な評価を想定。



評価基準	判断例
1 高等教育機関全体の社会的信頼に関する事	<ul style="list-style-type: none"> □ 社会の信頼や学生の利益を損なうことがないよう法令や社会的倫理に則って機関運営がなされている □ 以下のような法令で全学的に求められている事項を満たしている <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の範囲の年齢に著しく偏ることがないように配慮するとともに、必要な教員数を確保していること ・ 教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修を教員等に実施していること（もしくは実施していることを確認していること） ・ 必要な校地・校舎等の施設及び設備等を備えていること ・ 必要な高等教育機関の情報を社会に公表していること <p>【根拠資料例】法令で全学的に求められている事項に関するデータ等（教員数、校地・校舎面積、情報公表等）</p>
2 全学的な内部質保証システムに関する手続及び体制に関する事	<ul style="list-style-type: none"> □ 適切な内部質保証のための全学的な手続を明らかにしている □ 全学的な内部質保証を行うための適切な体制を整備している <p>【根拠資料例】全学的な内部質保証の方針及び手続、内部質保証の体制図、手続規程</p>
3 高等教育機関の目指す方向性に向け、点検・評価、その結果に基づく改善を行い、内部質保証が図られている事	<ul style="list-style-type: none"> □ 中長期計画など、機関として目指すべき方針を示している □ 内部質保証手続に基づいて、機関の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について、定期的かつ適切に点検・評価を行っている □ 自己点検・評価の結果に基づいて、学部等の組織に対し、全学的な調整や支援を適切に行い、質保証がなされている <p>【根拠資料例】機関のビジョン、機関の中長期計画等、機関が定期的に行っている自己点検に関する資料</p>

※ 全学的な特色ある教育の取組については、機関の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況として資料を提出することも可能とするが、学部等において「卒業認定・学位授与の方針」に紐づき有機的に機能しているかという点を学部等ごとの評価の「質向上の視点」において評価する。

学部等ごとの「教育の質」の評価

学部等ごとの段階別評価の考え方と評価結果の活用イメージ

- ✓ 学部等ごとの教育の質を評価するに当たっては、**質保証の視点**と**質向上の視点**から評価し、**評価結果は段階別に示す**。
- ✓ 学部等ごとの段階別評価は
 - ①「実施している教育が高等教育機関として（法令等で）求められている水準に達していない学部等」
 - ②「実施している教育が高等教育機関として（法令等で）求められている水準に達している学部等」
（②の水準に達していることを前提に）
 - ③「学生の成長につながる教育活動を通じて教育成果が期待される学部等」
 - ④「学生の成長につながる教育活動を通じて高い教育成果が挙げられている学部等」
を高く評価するという**4段階を検討**してはどうか。
- ✓ 評語については、例えば、星（3つ星、2つ星、1つ星、要是正）にするなど、**高校生や企業等の社会にとって分かりやすい評語とする方向で検討**してはどうか。

段階の意味	高等教育機関として求められている水準に達していない学部等	高等教育機関として求められている水準に達している学部等	学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される学部等	学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている学部等
評語（案）	要是正	1つ星（★）	2つ星（★★）	3つ星（★★★）
判定方法・活用イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「質保証の視点」による評価は実践している教育が法令等で求められる水準に達しているかで判定。 ✓ 具体的には、学部等ごとの評価項目を質保証の視点により評価し、1つでも満たさない項目がある場合は「要是正」として判断する。 <div style="text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> □ 「要是正」学部等の場合、求められる水準に達していないおそれがあることから、文部科学省でペナルティを含めたその後の対応を検討。 □ 「要是正」機関は早期に自律的な改善を図った上で再度評価を受審することが求められる。 □ また、文部科学省は、「要是正」機関に対して、改善状況を聴取し、改善の取組が不十分であったり、改善の見通しが無い場合は厳しい措置を講ずる。 		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「質向上の視点による評価」は教育活動を通じて教育成果を明確に挙げているかで判定。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 教育成果…「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えた学生を育成できていること <small>※教学マネジメント指針での教育成果の定義</small> </div> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 具体的には、学部等が記載する自己点検・評価書に基づき、総合的に勘案して判断する。 <div style="text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> □ 高く評価された学部等に対してはインセンティブを検討 	

学部等ごとの「教育の質」に特化した評価基準・項目等

✓ 評価基準については、4つの評価の基本的な方針のもと、7つの評価基準、15の評価項目で整理する。

I. 明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表			質向上の視点 <ul style="list-style-type: none"> 教育活動を通じて教育成果を明確に挙げているか。 【判断のポイント】 ①教育活動の取組状況 ➢ 評価の基本的な方針 I～IVに示す取組状況等を基に判断。 ②教育成果 ➢ 教育成果を挙げていることの説明を基に判断。 (教育成果を示す根拠例) <ul style="list-style-type: none"> 多面的な直接評価(授業科目の試験、成績管理、ルーブリック、eポートフォリオ、アセスメントテストなど)の結果 多面的な間接評価(全国学生調査、振り返りシート、ルーブリックの自己評価など)の結果 社会での活躍を示すデータ(就職先への調査、卒業後調査、地域内進学率など)
評価基準①	評価項目a	⇒質保証の視点	
評価基準②	評価項目a	⇒質保証の視点	
II. 「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制			
評価基準①	評価項目a ～ 評価項目e	⇒(各評価項目の)質保証の視点	
評価基準②	評価項目a	⇒質保証の視点	
	評価項目b	⇒質保証の視点	
III. 学生の学修成果の適切な把握と評価			
評価基準①	評価項目a ～ 評価項目c	⇒(各評価項目の)質保証の視点	
評価基準②	評価項目	⇒質保証の視点	
IV. 学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善			
評価基準①	評価項目a	⇒質保証の視点	
	評価項目b	⇒質保証の視点	

各学部等の自己点検評価書・根拠資料をもとに、各項目において**高等教育機関として求められる水準に達しているかを厳格に判断**する。

各学部等の自己点検・評価書の記載や根拠資料等をもとに**総合的に勘案して評価**する。

「新たな評価」を実施するに当たり、各高等教育機関・学部等は「卒業認定・学位授与の方針」に掲げる資質能力が

- ・ 現在の社会や地域のニーズに沿ったものになっているか
 - ・ 多面的な評価や社会での活躍を示すデータで可視化できるかたちになっているか
- という観点から改めて見直すことが求められる。

（質保証の視点）

- 学部等ごとの評価における「質保証の視点」については、法令等で求められる水準を基準としているものであることから、複数の評価機関が存在する場合にも、全ての評価機関が同一の基準に基づいて評価すべきである。
- 学位の分野によって法令等で求められる水準が異なる場合、基準等の追加等は可能とするが、その場合においても、複数の評価機関が存在する場合には、全ての評価機関において同一の基準となるよう調整がなされる必要がある。

（質向上の視点）

- 日本の高等教育機関は、世界的な研究・教育の拠点を目的とするものから、地域社会を支える職業人養成を目的とするものなど、多様な目的を有していることを考慮する必要がある。そのため、高等教育機関の様々な教育活動を通じて、建学の精神や養成する人材像を踏まえて策定された「卒業認定・学位授与の方針」で掲げる資質・能力を備えた学生を育成できているかを評価する。
- こうした多様な日本の高等教育機関を適切に評価できるよう、段階の判定基準等について評価機関間で目線合わせ（調整）を進めていく必要がある。
- なお、教育プログラム単位の国際的な認証等がある場合については、国際的な評価基準に基づいて教育内容や体制が審査されるため、世界で通用する「質の高い教育」を提供していることの客観的な根拠になり得ることから、質向上の視点から評価する。

I. 明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表

<p><評価基準①> 高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」を適切に定め、社会に分かりやすく掲げていること</p>	<p><評価項目> a. 高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」を適切に定め、示していること</p>	<p><質保証の視点> ・ 「養成する人材像」が高等教育機関・学部等の理念や社会・地域のニーズ等を踏まえたものになっており、学生・教職員の間で共有し、社会に対して発信しているか。</p>
<p><評価基準②> 「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」(DP)において示していること</p>	<p>a. 「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」(DP)で示していること</p>	<p>・ 掲げている「養成する人材像」とDPとの関連が示され、DPを分野別参照基準や国際基準、学士力やジェネリックスキルに関する国際基準などを踏まえたものとしているか。</p>

II. 「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制

<p>＜評価基準①＞</p>	<p>＜評価項目＞</p>	<p>＜質保証の視点＞</p>
<p>「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること</p>	<p>a. 「卒業認定・学位授与の方針」(DP)と整合性がある「教育課程編成・実施の方針」(CP)を策定していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> DPと整合性があるCPを定めているか。
	<p>b. 「教育課程編成・実施の方針」(CP)と「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に基づく学修成果の評価を多面的に行う考え方を策定していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教育の成果を点検・評価するための学修成果の評価を多面的に行う考え方を策定しているか。
	<p>c. 「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して教育課程が体系的に編成し、ふさわしい授業科目を開設していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> CPに照らして教育課程を体系的に編成しているか。 教育課程を編成するための責任と権限を持った決定機関があるか。 シラバス等を通じて「授業科目」「授業の方法・内容」「年間の授業計画」を明示しているか。 学位にふさわしい授業科目を開設しているか。 授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。
	<p>d. 授業を担当するにふさわしい資質・能力を有している教員及び指導補助者を授業担当として配置していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究業績や教育実績等に照らしてふさわしい資質・能力を有している教員等を配置しているか。
	<p>e. 「教育課程編成・実施の方針」(CP)に照らして、入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等やその評価・判定の基準を示す「入学者受入れの方針」(AP)を的確に定め、入学者選抜方法を明確に示していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 的確なAPを定め、それに沿った入学者選抜方法を示しているか。
<p>＜評価基準②＞ 施設設備、学生支援体制など教育環境・体制を整備していること</p>	<p>a. 学修支援に関する高等教育機関としての方針に基づき、学修支援に必要な情報を学生に示していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学修支援に関する的確な方針・体制を備え、留学生や障害のある学生など個々のニーズに合った情報提示を行っているか。
	<p>b. 学修環境を整備するとともに、必要な情報を学生に示していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 校地・校舎等面積の基準を満たし、基準上必要な施設設備を備え、ラーニングコモンズ等の自主学習スペースなど学生の学修のために必要なスペース等の確保が十分か。

Ⅲ. 学生の学修成果の適切な把握と評価

<p>＜評価基準①＞ 「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っていること</p>	<p>＜評価項目＞ a. 卒業認定の基準、判定方法、体制等を明らかにしていること</p>	<p>＜質保証の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 卒業認定の基準や判定方法・体制が明らかで、その内容等が十分か。 学生に対して、授業の方法・内容、1年間の授業の計画をあらかじめ明示することとしているか。
	<p>b. 授業の単位認定を適切に行っていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 単位認定を適切に行っているか。
	<p>c. 卒業時の「卒業認定・学位授与の方針」(DP)の到達度に関して、「何を学び、身に付けることができたのか」を多面的な方法により把握し、評価していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> DPの到達度を把握するための的確な直接評価と間接評価を実施しているか。
<p>＜評価基準②＞ 在学中の学修成果の結果を高等教育機関・学部等の掲げる「養成する人材像」につなげていること</p>	<p>a. 「養成する人材像」を実現するために必要な「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に示されている資質・能力を身に付けた学生を社会等に輩出できていることを明らかにし、社会的に示していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「養成する人材像」やDPに見合う人材を育成し、社会に対して輩出できているという明確なデータや根拠を示しているか。

Ⅳ. 学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

<p>＜評価基準①＞ 学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用していること</p>	<p>＜評価項目＞ a. 教育改善のための体制を構築していること</p>	<p>＜質保証の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育改善を図るための体制を備え、運用しているか。
	<p>b. 様々なステークホルダーの意見を通じて定期的に点検・評価し、改善・向上を図っていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域・社会のニーズを把握するために適格なステークホルダーからの意見を聞いて、改善・向上を図っているか。

「質向上の視点」による評価

- 「新たな評価」での質向上の視点からは「教育活動を通じて教育成果を明確に挙げているか」という点を評価する。

ここでの教育成果の定義は、

教育成果…「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えた学生を育成できていること

※ 教学マネジメント指針での教育成果の定義。一人一人の学生が学位プログラムを通じて得た自らの学びの成果（学修成果）の把握も含め、学部等としての教育成果を指す。

- 各学部等は、DPに自らが掲げた資質・能力を学生が身に付けたこと（教育成果）を様々な根拠やデータを組み合わせ評価機関に対して説明。
- 評価員は、教育活動を通じて教育成果を挙げているかについて、以下2つのポイントを踏まえ総合的に判断する。

①教育活動の取組状況

➤ 評価の基本的な方針 I～IVに示す取組状況等を基に判断。

②教育成果

➤ 教育成果を挙げていることの説明を基に判断。

（教育成果を示す根拠例）

- ・多面的な直接評価（授業科目の試験、成績管理、ルーブリック、eポートフォリオ、アセスメントテストなど）の結果
- ・多面的な間接評価（全国学生調査、振り返りシート、ルーブリックの自己評価など）の結果
- ・社会での活躍を示すデータ（就職先への調査、卒業後調査地域内進学率など）

※ これらは教育成果を示すための根拠の一例であり、列挙された手法の実施をもって評価するものではない。重要なのは、教育活動を通じて学生がどの程度資質・能力を身に付けているかという成果そのものであり、その把握方法は各学部等の工夫に委ねられる。

在学中の学生の「伸び幅」、教育成果の程度、継続的に成果を挙げているか等を踏まえて評価

★	★★	★★★
（質保証の水準に達しており、教育成果の状況が右記の状況に該当するとは判断できない学部等）	・ 学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される学部等	・ 学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている学部等

評価に係る資料のイメージ

評価に当たっては、学部等の自己点検・評価書に機関として実践している教育活動を学部等単位で記載し、「質保証の視点」と「質向上の視点」の双方から評価する。学部等の自己点検評価書（イメージ）

A学部 自己点検・評価書

I. 明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表

<評価基準①>

高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、学位にふさわしい「養成する人材像」

<評価項目>

a. 高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」

.....
「根拠資料」

III. 学生の学修成果の適切な把握と評価

<評価基準①>

「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果を把握していること

<評価項目>

c. 卒業時の「卒業認定・学位授与の方針」（DP）の到達度に関して、「何を学び、身に付けた方法により評価していること

.....
「根拠資料」

【その他特筆すべき取組】

..... ※ 取組の内容を示す既存の資料等を提出することでも可

【教育成果について】

.....
.....
.....
「根拠資料」.....

✓ 各学部等に関して評価項目ごとに点検・評価結果を記載。

✓ 質保証の視点からは、自己点検・評価書の記載や根拠資料に基づき、項目ごとに判断例を踏まえながら適合性を厳格に判断する。

✓ 質向上の視点からは、自己点検・評価書の記載や根拠資料に基づき、**教育活動を通じて教育成果を明確に挙げているか**について、以下のポイントを踏まえながら、総合的に判断する。

① 教育活動の取組状況（評価の基本的な方針 I ～ IVに示す状況等）

※学部間連携や全学での教養教育など学部等の枠を超えて行われる教育についてもDPの達成や学生の成長の寄与を踏まえつつ【その他特筆すべき取組】に記載

② 教育成果 (教育成果を示す根拠例)

- 多面的な直接評価（授業科目の試験、成績管理、ルーブリック、eポートフォリオ、アセスメントテストなど）の結果
- 多面的な間接評価（全国学生調査、振り返りシート、ルーブリックの自己評価など）の結果
- 社会での活躍を示すデータ（就職先への調査、卒業後調査、地域内進学率など）

※ 質保証の水準を満たしているか疑義がある場合、当該学部等に対して評価機関から追加資料等を求めることとする。

（明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表に係る取組例）

- 社会・地域のニーズの把握に向けた体系的・継続的な調査や産業界・自治体・卒業生等のステークホルダーとの意見交換を実施し、「養成する人材像」を定期的に見直し・再定義を行っている。
- 「養成する人材像」との整合性を踏まえ、DPの見直し・改善に取り組んでいる。
- DPに掲げられる資質・能力について、アセスメントに耐えうる具体性を持ってコンピテンシーとして定めている。
- 「養成する人材像」やDPについて学生が理解し、学修計画に結び付けるような取組を行っている。

（「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制の整備に係る取組例）

- 直接評価と間接評価を組み合わせた多面的な評価を盛り込むなど優れたアセスメントプランを策定し、実行している。
- 教育課程全体が体系的に設計され、学修を段階的に深化させる構造が整備されるなど、学修者本位の教育課程となるよう高いレベルの創意工夫を行っている。
- DPと授業科目との対応関係を学生に分かりやすい形で体系的に示している。
- 学修上の支援を必要とする学生を早期に把握し、個別相談・補習・学習支援プログラム等を効果的に行うための実施体制を整備している。
- 学生の成長を促すための形成的評価を実施している。

（学生の学修成果の適切な把握と評価に係る取組例）

- 高等教育機関の理念や専門分野の特色を踏まえ、学位授与の質保証と透明性を一層高めるための独自の工夫や先進的な取組を行っている。
- DPの到達度に当たり、直接評価（授業評価、卒業研究等の評価、主要授業科目の試験等）を中心としつつ、間接評価（学生アンケート等の自己評価等）を活用するなど多面的かつ精緻な学修成果の把握や評価を行っている。
- 卒業生や雇用先の調査、キャリア追跡等を活用し、卒業後の活躍状況や社会的評価を詳細に把握している。

（学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善に係る取組例）

- 内部質保証システムにおいて、学生や学生団体が参画し、積極的かつ効果的に意見・評価・提案を受け入れ、反映する体制を構築している。
- 地域社会、産業界、自治体、卒業生、外部有識者等からの積極的かつ効果的に意見・評価・提案を受け入れ、反映する体制を構築している。
- 学修成果の可視化により得られた結果を、組織的・継続的に分析し、教育課程や授業改善、修学支援等の具体的改善に的確に活用し、独自の工夫や先進的な取組を行っている。

段階別評価の対象と評価サイクルについて

- 「教育の質」について評価を行うに際し、「養成する人材像」や「卒業認定・学位授与の方針」等に照らして学生が必要な学修成果を挙げられているかという点を可視化し、それに基づき、教育改善がなされているかという点に重きを置いた評価への転換を図るのであれば、「養成する人材像」や「卒業認定・学位授与の方針」が掲げられている単位としての学位プログラムごとに評価を行うべきである。
- この点、現在の高等教育機関においては、
学部等が「教育研究上の基本的組織」として設置されており、設置の際にも学部・学科単位で認可を得ていること
という現状を踏まえれば、「新たな評価」制度において、まずは**学部等を原則として「教育の質」の評価を行うこととする**
- 「新たな評価」の学部等の評価においては、以下の「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」に定める学位の分野（※）を踏まえて実施する。※設置認可の際に活用している分野

《想定する学位の分野》

- ①文学関係 ②教育学・保育学関係 ③法学関係 ④経済学関係 ⑤社会学・社会福祉学関係 ⑥理学関係 ⑦工学関係 ⑧農学関係
⑨獣医学関係 ⑩医学関係 ⑪歯学関係 ⑫薬学関係 ⑬家政関係 ⑭美術関係 ⑮音楽関係 ⑯体育関係 ⑰保健衛生学関係（看護学関係）
⑱保健衛生学関係（リハビリテーション関係） ⑲保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係以外） ⑳法曹養成関係 ㉑教員養成関係

- **「新たな評価」のサイクル**については、
 - － 現在、機関別認証評価は7年である一方で、分野別認証評価は社会の変化やニーズに対応していくために教育活動の点検・改善を図るために5年となっているが、今回の「新たな評価」制度は機関全体の点検・評価を行いながら、学部等の教育活動の評価を中心に実施することから、分野別評価の意義や機能に近づくこと
 - － 高等教育は学校種・学位の分野について様々であるが、医学等は6年制課程をとっていること
 - － 他の評価へのバランス（国立大学法人の法人評価は6年）
ことを踏まえ**6年間を前提**に、実施する評価機関の実情も加味して検討する。

評価の主体

- 「新たな評価」制度では、これまでの認証評価の実績を活かす観点から、機関全体の評価及び学部等の段階別評価を総合的に担う「総合評価機関（仮称）」と、特定の学位の分野を専門的に評価する「特定分野評価機関（仮称）」を評価主体としてはどうか。
その際、評価基準・項目、方法等が現在の認証評価と異なることとなることから、再度文部科学大臣により、評価機関の認証を行うこととする。
- また、特定分野評価機関（仮称）の評価を受審した学部等（又は学科等）については、特定分野評価機関の評価結果をもって総合評価機関（仮称）の当該学部等ごとの評価を代替することができるとしてはどうか。
※ これにより、従来より課題とされてきた分野別認証評価と機関別認証評価を双方受審することによる重複感・負担感の解消を図ることとする。

総合評価機関（仮称）

「新たな評価」における役割

- 高等教育機関全体の評価及び学部等ごとの段階別評価を実施

認証基準（イメージ）

- 機関の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況を評価する必要な体制があること
- 機関全体の評価及び学部等ごとの段階別評価を実施するための必要な体制が整備されていること
- 評価基準及び評価方法が文部科学省が示す基準・項目等と整合していること
- その他 等

特定分野評価機関（仮称）

「新たな評価」における役割

- 特定の学位の分野に紐づく学部等（又は学科等）の段階別評価を実施

認証基準（イメージ）

- 評価基準及び評価方法が文部科学省が示す基準・項目等と整合していること
- 特定の学位の分野に紐づく学部等（又は学科）の段階別評価を実施するための必要な体制が整備されていること
- その他 等

総合評価機関（仮称）と特定分野評価機関（仮称）との関係イメージ

大学



機関単位で受審



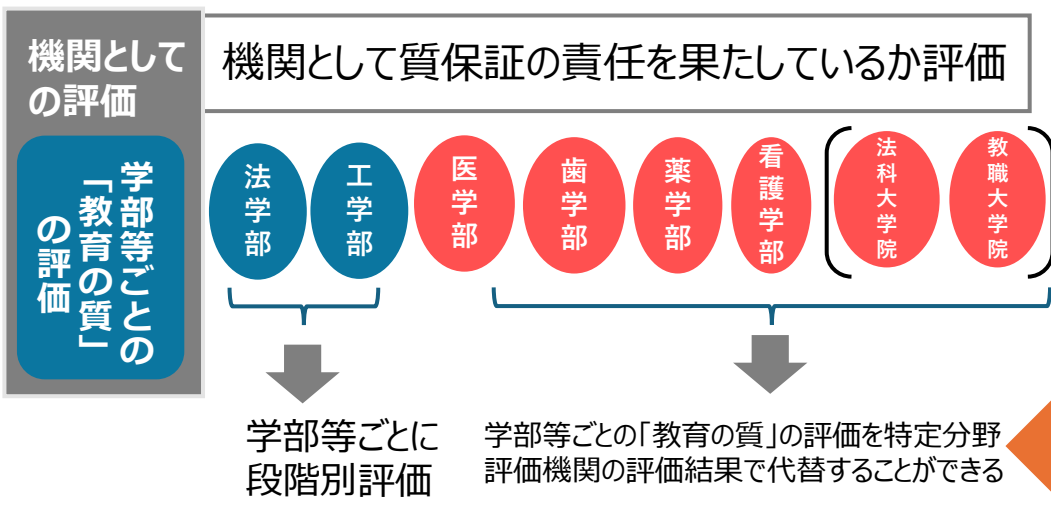
特定の学位の分野に基づいた学部等
（又は学科）単位で受審



総合評価機関（仮称）

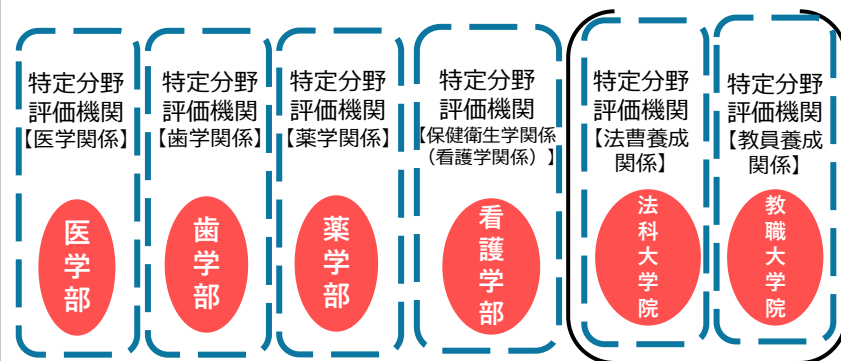
高等教育機関の内部質保証が図られているかを評価（機関全体の評価）するとともに、基本的にすべての学部の「教育の質」を評価し、段階別の評価を行う。

特定分野評価機関（仮称）がある学位の分野に基づく学部等（又は学科等）については、当該機関の評価に置き換えることを可とする。



特定分野評価機関（仮称）

特定の学位の分野を評価する主体として文部科学省が認証し、当該学位の学部等（又は学科等）の「教育の質」を評価し、段階別の評価を行う。



特定分野評価機関において段階別評価

「新たな評価」における評価方法

「新たな評価」における評価方法（イメージ）

評価機関

- 評価機関は、学部等で授与する学位の分野をもとに以下の21の学位の分野を踏まえた評価員を集め、ピア・レビューを実施することとする。 ※ 評価員の確保について、文部科学省において、高等教育機関関係者に幅広く協力を促していくことも検討

《想定する学位の分野》

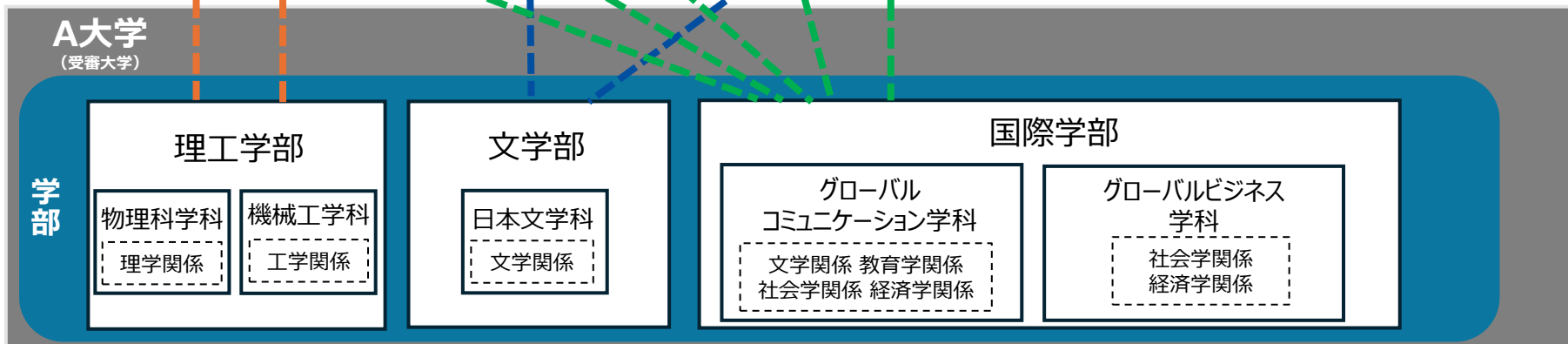
- ①文学分野 ②教育学・保育学分野 ③法学分野 ④経済学分野 ⑤社会学・社会福祉学分野 ⑥理学分野 ⑦工学分野
⑧農学分野 ⑨獣医学分野 ⑩医学分野 ⑪歯学分野 ⑫薬学分野 ⑬家政分野 ⑭美術分野 ⑮音楽分野 ⑯体育分野
⑰保健衛生学分野（看護学分野）⑱保健衛生学分野（リハビリテーション分野）
⑲保健衛生学分野（看護学分野及びリハビリテーション分野以外）⑳法曹養成分野 ㉑教員養成分野



理学分野 工学分野 教育学分野 文学分野 経済学分野 文学分野 社会学分野

✓ 高等教育機関の持つ学位の分野を踏まえ、評価員の割り当てなど評価体制を構築

※ 評価の対象が「学部等単位の教育を評価」となることを踏まえて、評価員が複数の高等教育機関の学部等を担当することも想定



※ 現在の認証評価では実地調査を行うことが義務付けられているが、「新たな評価」では、実地調査の重要性にも留意しつつ、オンライン面談の活用など柔軟な実施を可能とする方向で検討

○ 評価機関の更新制の導入

- 現在の認証評価機関は、評価の質の信頼性を高めるため、自己点検・評価を定期的に行い、その結果を公表することとされている。
- 「新たな評価」では、高等教育機関の質保証のみならず、教育の質保証及び質向上を評価していくためには、評価機関も自らのPDCAサイクルを確立・機能させることがこれまで以上に求められる。したがって、**定期的に評価機関として適格であるか否かを文部科学大臣が確認する仕組み（＝評価機関の更新制）を明確化していくこととする。**

○ 評価機関間での調整

- 評価機関が複数存在する場合、学部等ごとの段階別評価を付すに当たって、評価基準等の統一は固より、複数存在する評価機関の目線をより合わせていくために、評価機関間で調整を図ることが重要となる。

評価機関間で調整する事項（イメージ）

- 共通評価ガイドラインの策定・改訂
⇒複数機関で共通のガイドラインを作成することを想定
- 評価員研修の共通枠組みの整備
⇒共通の研修資料や研修による評価員の目線合わせを想定
- 評価結果の年次報告
⇒評価結果や事例についての共有を想定
- その他

評価結果の公表

評価結果の公表

具体的に以下のような方向性で「評価結果の公表」について進めることとする。

評価結果の公表の仕方

- 評価結果については、データプラットフォームにおいて一元的に公表する。その際、学生等が必要な情報に到達しやすくするために様々な要素でソート・検索できるようにする。

公表の内容

- 評価結果、そのように判断した評価の具体的内容を記載する。評価の具体的内容についてはポイントを分かりやすく示す。
※特定の学位の分野について特定分野評価機関による評価を受審した場合には、当該学位の分野の評価結果も併せて公表する。
- 併せて、学生の進路選択等にも活用しやすくするために、情報公表推進の観点から、学部等に関する情報（所在地、授与される学位、養成する人材像、卒業認定・学位授与の方針等）を付記する。

「公表イメージ」

データプラットフォームのイメージ

設置者	学校種	地域
<input type="text" value="すべて"/>	<input type="text" value="すべて"/>	<input type="text" value="すべて"/>
評価結果	分野	用語検索
<input type="text" value="すべて"/>	<input type="text" value="法学"/>	<input type="text"/>

<検索結果>

機関名	学部等	分野	設置者	学校種	地域	評価	評価年度	評価機関
〇〇大学	法学部	法学	国立	大学	〇〇県	★★	20〇〇	A
△△大学	政治経済学部	法学 経済	私立	大学	△△県	★★★★	20△△	B
××大学	法学部	法学	公立	大学	××県	★	20××	C

⋮

△△大学(評価結果のイメージ)

政治経済学部 〇〇県△△市

評価結果
(評価機関：B)
(評価年度：20△△) ★ ★ ★

評価の具体的な内容 (ポイント)
・ ○ ○ ○ ○
・ ○ ○ ○ ○
・ ○ ○ ○ ○

政治学科：学士 () 養成する人材像 ・ ○ ○ ○ ○ 卒業認定・学位授与の方針 ・ ○ ○ ○ ○ ⋮	経済学科：学士 () 養成する人材像 ・ ○ ○ ○ ○ 卒業認定・学位授与の方針 ・ ○ ○ ○ ○ ⋮
--	--

データプラットフォームの活用・重複する評価との整理

- 「新たな評価」では学部等ごとに段階別評価を付すこととなることから、より効果的・効率的な評価となるよう、データプラットフォームを整備・活用していくこととする。

○ データプラットフォーム整備・活用

- 「新たな評価」では、新たな大学等評価等のためのデータプラットフォーム（仮称）（※）を活用して効果的・効率的な評価の実現を目指していく。※独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に設置を予定

想定するデータプラットフォームの機能

- ①受審管理機能 ②データ入力機能 ③データ閲覧・評価支援機能 ④情報公表機能（※） 等

※ 既存の情報公表の枠組み（大学ポートレート）との整理についても留意

想定する負担軽減効果

- ✓ 全国学生調査の結果データを文部科学省が一元的に入力することによる被評価者の**入力負担の軽減**（※他の調査等との連携含め今後検討を進める）
- ✓ シラバスチェック等に関して、不足する情報等がある場合にアラート機能により評価者に知らせるなど、人の目では時間がかかる詳細レベルまでの確認についての**評価支援機能を通じた負担軽減**
- ✓ 定量的な確認などを自動計算機能等で代替することで評価者・被評価者双方の負担軽減 等
※生成AI等を活用した評価支援等も検討

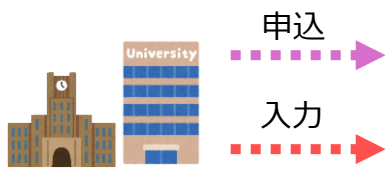
(参考) 新たな大学等評価のためのデータプラットフォーム(仮称)イメージ

データプラットフォームは、高等教育機関からの①受審申込 → ②データ入力 → ③評価のためのデータ閲覧・評価作業 → ④結果公表を行うことのできるシステム構築を想定。

新たな大学等評価のためのデータプラットフォーム(仮称)

※独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に設置を予定

高等教育機関



基本的な考え方

評価に関するデータを集約することで、評価における**データ利活用の円滑化**を支援

評価機関



評価プロセス上支障がない部分は可能な範囲内において**自動化**を図ることで、**膨大な数の評価作業の迅速化**を支援

文部科学省



複数の評価機関及び多くの評価者の参画が想定される中、**評価の判断基準の安定化**を支援

評価結果の分かりやすい**公表**

想定する機能

受審管理機能

申込、評価機関への連絡、ステータス管理、分野の登録、等

データ入力

基礎情報の入力、根拠資料の登録、自己点検・評価書の登録、エラーチェックのための機能、等

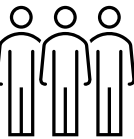
データ閲覧・評価支援 (BI・分析・AI)

定量的な基礎情報の自動確認、定性的な情報の評価支援、判断基準の安定化のためのデータ分析、等

情報公表

評価結果等の分かりやすい公表、等

高校生



公表



企業



中教審答申における「評価結果の公表」と「情報公表」に係る記載

(参考) 我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～ (答申) 抜粋

2. (1) 教育研究の「質」の更なる高度化

①学修者本位の教育の更なる推進

イ. 新たな質保証・向上システムの構築

その際、新たな評価制度は、単に評価基準 に対する適合・不適合を判定するのではなく、在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示すなど、多様で高度な研究活動にも裏打ちされた高等教育による付加価値を明確化する仕組みとすべきである。その際、結果について国民に対して分かりやすく公表するための工夫をすることで、社会的な評価の一層の促進を図ることができるようにするとともに、教育の質が十分に担保されていない機関については撤退を促していくことが望ましい。さらに、新たな評価制度においては、その評価に用いる各大学の教育情報を容易に提出可能なデータベースを整備するなどして、現行の仕組みよりも高等教育機関側・評価機関側双方の負担軽減を図っていくことが求められる。

⑤情報公表の推進

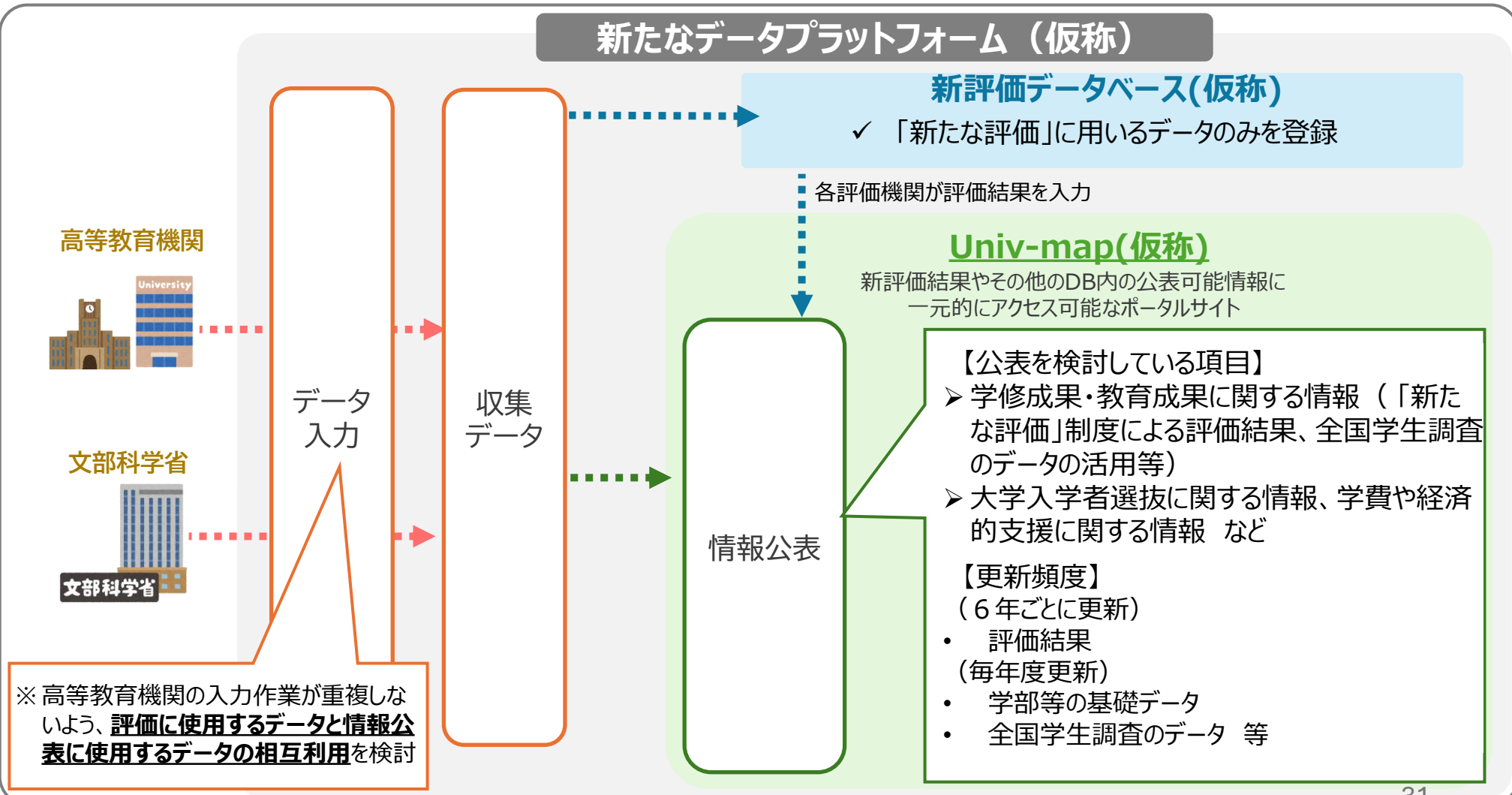
前述の新たな評価制度においては、新たなデータベースの情報を活用することとし、高等教育機関側・評価機関側の双方の負担軽減を図っていくことが求められるが、当該データベースとの連携も含めて、諸外国の状況も参照しながら、大学ポータルで培ってきた実践や知見を生かしつつ、単純な数値に限らず高等教育機関を横断的に比較する観点から、設置者別ではない新たなデータプラットフォーム (Univ-map (ユニマップ) (仮称))を構築し、情報公表を更に進めることが必要である。その際、学修者や進学希望者が、各高等教育機関の教育力を把握するに当たって、どのような情報が必要であるかという観点から公表項目を検討していくことも必要である。

<具体的方策>

- ・ 多様な教育活動の状況を国内外の様々な者に分かりやすく発信するため、大学入学者選抜に関する情報や、学修成果や教育成果に関する情報についての公表を更に促進するとともに、利用者にとっての利便性向上を図るための高等教育機関間の多様な比較分析が可能となる情報の可視化を進める。
- ・ 各高等教育機関における事務手続の軽減を図る観点や、新たな評価制度の充実の観点から、評価におけるデータ活用のためのデータベースの整備について検討する。(①イの再掲)

新たなデータプラットフォームにおける情報公表（Univ-map（仮称））

- 新たなデータプラットフォームの一機能として、Univ-map（仮称）を実装。
- 具体的には、国公私統一のデータベースという強みを踏まえ、「新たな評価」への活用に加え、情報公表の推進の観点からのデータも収集・蓄積した上で、設置者横断で比較可能な形で情報公表するための新たなプラットフォームとして整備。
- 大学ポータルは、役割の重複を踏まえ、発展的解消に向け検討。



○ 重複する評価との整理

- 「新たな評価」制度導入に合わせて、既存の高等教育機関の教学に対する調査・点検を行っている取組との整理も検討してはどうか。
- 現行の**機関別認証評価と分野別認証評価**については、「新たな評価」では機関全体の評価と学部等ごとの段階別評価を一元的に行うことになることから、**その統合を図る**こととする。
- その他認証評価以外の評価との関係では、例えば、国立大学法人評価における教育に関する**現況分析**は「新たな評価」と類似する要素も多く、**重複の解消を検討**していく。